

本日の会議に付した事件

平成24年第6回山元町議会臨時会

平成24年10月31日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第82号 平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その1請負契約の締結について
日程第 5 議案第83号 平成24年度産振農復請5号 山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第1団地）請負契約の締結について
日程第 6 議案第84号 平成24年度産新農復請6号 山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第2団地）請負契約の締結について
日程第 7 議案第85号 平成24年度産振農復請7号 山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第3団地）請負契約の締結について
日程第 8 議案第86号 平成24年度産振農復請8号 山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第4団地）請負契約の締結について
日程第 9 議員派遣の件について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成24年第6回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

10番岩佐 隆君から、欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により、1番青田和夫君、2番岩佐哲也君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期決定の件を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔会期日程案は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．これから提出議案の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

おはようございます。本日、ここに平成24年第6回山元町議会臨時会が開催され、平成23年度繰越事業である牛橋公園災害復旧工事を初め、工事請負契約の締結に関する議案5件をご審議いただくに当たり、提出議案の概要をご説明申し上げますので、議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただきます各議案の概要について、ご説明を申し上げます。

議案第82号平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その1請負契約の締結については、東日本大震災により被災した牛橋公園について、都市施設災害復旧事業によって災害復旧工事を進めるに当たり、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

また、議案第83号平成24年度産振農復請5号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事第1団地請負契約の締結について、議案第84号平成24年度産振農復請6号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事第2団地請負契約の締結について、議案第85号平成24年度産振農復請7号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事第3団地請負契約の締結について及び議案第86号平成24年度産振農復請8号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事第4団地請負契約の締結については、震災によって壊滅的な被害を受けた我が町の基幹産業であるイチゴ栽培について、被災された栽培農家の再建とブランド再生を図るべくハウス及び関連施設の建設工事を進めるに当たり、議案第82号同様地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、本、第6回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げますが、各議案の細部につきましてはさらに関係課長等に説明させますので、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第82号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第82号平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その1請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料No.1をご覧いただきたいと思います。

議案の概要でございます。本案件は東日本大震災で被災した牛橋公園の土木工事に係る災害復旧工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

項目、内容をご説明申し上げます。

1、契約の目的。平成23年度(繰)牛橋公園災害復旧工事その1。2、契約の方法。指名競争入札。3、契約金額。一金2億7,562万5,000円。消費税を含みます。4、契約の相手方。仙台市青葉区上杉一丁目15番17号、株式会社浅沼組東北支店、支店長亀田鉦嗣でございます。5、工事の場所は山元町牛橋地内でございます。6、工事の概要につきましては、本資料及び後ろのページの方に添付しております図面を用いましてご説明をさせていただきます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番(齋藤慶治君)はい、議長。2点お伺いします。今回、その1ということはその2が出てくるのかなという気もするんですが、それを前提にしてお話を聞きますが、今回原形復旧だと管理棟ほかトイレとか植栽が明細に入ってきていないということは、本来ならもとの施設に戻すのがその1なので、そこら辺がその後に出てくるのか。それとも災害復旧にはこういう管理棟みたいなのは入らないのかどうか、そこら辺ちょっと確認したいと思います。

まちづくり整備課長(森 政信君)はい、議長。その2工事といたしまして、今後管理棟やあずまやなどの建築工事を予定しております。以上でございます。

7番(齋藤慶治君)はい、議長。わかりました。その2でまた残りが出てくるということを確認しましたので、今回の牛橋公園のメインが野球場がメインになるんですが、それで原形復旧の中で施設関係、電光掲示板、前の関係とかそれは大体もとの仕様のクラスで復旧するというふうに理解していいのか、それを確認したい。

まちづくり整備課長(森 政信君)はい、議長。バックスクリーンにつきましても、原形復旧で進めてまいります。

議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

4番(菊地八朗君)はい、議長。まず関連すると思うんですが、まず野球グラウンドの方に関して現況復旧、現状復旧ということですが、もともと今回震災で松林防風林がなくなったということで、震災前にもバックネットの位置とホームグラウンドの位置が反対じゃないか、風向きの関係でいっぱい休んでいる。その辺の配慮はなされなくてしてしなかったのか。それから、図面の5分の4の中で一応前ゲートボール等とかいろいろ使っていた分、芝生の今度管理相当になっている。アスファルト舗装ということになっていますが、そういうふうになるとここで今まで利用していたゲートボールとかパークまではこの辺が前と同じじゃなくこの辺、むしろ芝生なんかもやったんじゃないかなと思うんですが、芝生の分がない。

まちづくり整備課長(森 政信君)はい、議長。バックネットの位置につきましても、原形復旧でございますので現在の位置での復旧を計画しております。また、ゲートボール場につきましては、右下番号5分の4という図面でご覧いただきたいのですが、黄色の着色してございますゲートボール場につきましては、右の方に説明書きを記載させていただいておりますが、土での復旧となりますのでよろしくお願い申し上げます。

4番(菊地八朗君)はい、議長。今確かに一部矢印の件で勘違いした部分もあったんですが、土とあと芝生あったんですが、芝生の入れ替えは今回考えてないですか。

まちづくり整備課長(森 政信君)はい、議長。野球場につきましては芝生の施工をいたします。

それからサッカーグラウンドにつきましては土での舗装となっております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。グラウンドの中についてちょっとお尋ねいたします。芝生じゃなくて要するに土の部分、これの混合コンとなっておりますけれども、混合とか。これが非常に大切なんです。牛橋グラウンド、お金かけた割には申しわけないですけどもよその施設と比べて雨降ったときの要するに土がすぐ確かに暗渠入っていましたから水はなくなるんですけども、ただそれがいつまでもべとべとしたような土質だったんです。そういうことをきちっとやるときにやっていたかかないと、せっかくお金をかけてやるのにあれなので、その辺間違いのないような施工ができるのかどうか、一つ確認をして。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。あくまでももとどおりの状況に復旧するという前提で進めてまいります、施工に際しての転圧の状況とか工事の実施方法につきましては細心の注意を払って進めてまいりたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。現地復旧というか何て言うんでしょうね。わかるような気はするんですが、例えば向きもそうですけれども、これは本来ならこういうときにこそ国にお話をして効率のいいとかこれまで問題だった部分も課題も解消されるような本当は仕事をするのが私は本当の復旧復興だと思うんですよ。法律でこうだからと、それをそのままのみにするんじゃないくて、声として出していかないと国の考えはいつまでもわかりません。今回はしょうがないとしても、そういう姿勢をぜひ持ってほしい。これは町長だな。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。災害時における復旧のありようということなんです、私も岩佐 豊議員と全く同じ受け止め方をしておるところでございます。こういう大震災だからこそ本当に今までの使い勝手を踏まえた形で、少しでもいい形で復旧すべきだろうというふうに思っております。このご指摘いただいた牛橋公園以外にも、例えば坂元小学校のプールの関係なども一部ご指摘に関連するような、類似するような部分がありましたので、私自身も問題意識を持ちまして担当課と一緒に県の教育委員会などを通じて文科省の方に問題提起をさせていただいた経緯があるわけでございますけれども、残念ながら我々基礎自治体がこういう場面で問題意識を持っている部分についての改善の方向性というのは今の段階で前進が見られないというふうな状況あるわけでございますが、引き続き機会を捉えてこういう問題については問題提起をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。まず1点目は、ご存じのように大津波による車の流された分、それが山積みになっておりますけれども、まずその辺の撤去の予定についてはどうなのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在公園内に被災した車両等が仮置きとなっております状況でございますが、町民生活課の担当とも調整を行いまして、平成25年1月末までには撤去完了が進むということでの連絡調整を行っております。以上、ご報告させていただきます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。そうしますと、今回の工事全般には最終的には影響が出てこない、このように捉えてよろしいのでしょうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今回の工事におきまして、主要な施工する際には

支障のないように進めてまいります。

8番（佐藤智之君）はい、議長。先ほども質問がありましたけれども、管理棟、トイレ関係はその後で予定している。その中で照明塔とか放送関係のその辺もその2の中で補修といえますか原形復旧されるのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。その2工事の方では、先ほど申しました建築関係に加えまして電気設備等の工事も実施してまいります。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。最後に、議案の概要の1ページの工事の概要の中で上から4段目、ちょっとわかりにくい文言ですが、便益施設工1施設となっていますけれども、この中身について伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。便益施設工と申しますのは、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、水飲み場がございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。指名業者についてお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。指名業者数でございますが、13社でございます。順に申し上げます。野村建設株式会社、奥田建設株式会社、青木あすなろ建設株式会社東北支店、戸田建設株式会社東北支店、株式会社橋本店、株式会社フジタ東北支店、東洋建設株式会社東北支店、清水建設株式会社東北支店、石松建設株式会社東北支店、春山建設株式会社、株式会社浅沼組東北支店、株式会社クボタ工建、大成建設株式会社東北支店でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それぞれこの資料で示されて、各事業に分けて説明されているんですが、この事業ごとの事業費というのは幾らになっているのか。せっかく図面で示していただいたわけで図面ごとにあればお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまの事業ごとの説明ということでございますが、直接工事費での概算額でご報告をさせていただきます。施設整備工といたしましては、2億400万円でございます。それから、順不同で申しわけございません、園路広場等の整備工でございますが、6,900万円。それから遊戯施設整備工でございますが、1,250万円。管理施設の整備工でございますが、2,790万円。その他基盤整備工といたしまして290万円ほどとなっております。以上、直接工事費でのご報告をさせていただきます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この図面ごとについて聞いたんですけれども、そういうふうには出ないということになっているようです。なぜこの図面ごとに振り分けたのか、その考え方についてお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。全体の復旧工を1枚の図面で表現するとその細部につきまして判別しかねると思ひまして、それぞれの工種ごとに着色等を用い数量表等も添付させていただき、このような図面とさせていただきます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりましたというか、はい。この事業を発注する際の考え方として、今指名業者示されました。みな大手、準大手といいますか大きな企業で占められている。しかし、今いろいろ説明を聞いておりますと、いろいろ分けるならば地元業者でもできる工事があるのではないかとと思われるんですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。分ければできるのかできないのかということで結構です。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。工事の手法といたしましては、細分化して発注す

ることも一つの方法ではございますけれども、今回土木一式の形で場内での限られた範囲での施工となりますことから出会い帳場等を避ける目的もございます。それから、諸経費等の低減も一括で発注することによって図られるということで、このような一括での発注でと計画いたしました。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。少なくともこの事業進めていく際にそのような検討はなされたのかどうか。正式な場面ですよ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。工事発注につきましては、災害査定を受けた後にこの工種をそれぞれ実施単価に積み上げております。分割しての発注というものは特に検討は考えず、一括での発注という方向を今回進めてまいりました。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。はい、わかりました。検討していないということですね。そこでお伺いするわけですが、この間の一連のこの災害復旧復興事業につきまして、瓦れき運搬等々を初めその辺の災害復旧事業の中には当然この地域業者の救済という面も含まれているのではないかと私は勝手に思っているわけですが、その辺は町長としてどのように考えているのか。まだまだこの事業がこれからも生まれてくるわけですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。工事発注の基本的な考え方としては、以前から申し上げましたとおり、極力地元の皆さんに対応していただけるものについてはそういう形をお願いをしたい、いわゆる全てにわたって地産地消なり地元の産業なり事業所の育成振興というふうなことを基本に据えてやってきておりますし、今後についてもその基本的な視点は何かかわるものではございませんというふうなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした基本的な考え方からすれば、今回のこの事業についてどうなのか。私素人考えで見ますと、いろいろ分けるならば十分にこの地元企業でも対応できる事業かなというふうに考えるわけですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。細部についての技術的な点も含めまして、これはどうしても担当部署ベースの話になってしまいますけれども、全体の今の復旧復興の工事の状況、事業の量、件数を捉えた場合に一定の期間内にまさにスピード感を持って進めなければならぬというふうなことになりますと、基本的には手分けをして、それぞれが分担しあってというふうなことになるを得ないのかなというのが基本的な考え方になるのかなというふうに思うところでございます。要は、地元の皆様にやっていただける事業、どういうものが、どこまでお願いできるのか、あるいは町内の事業者の方々のスタッフ、技術者の配置等々、いろいろな問題が出てきますので、基本的には極力地元を念頭に置いてということになるわけでございますけれども、一定の限度がそこには出てくる。先ほど申したように、相当な事業を同時並行的に今進められている状況でございますので、極端な話、全てのものを地元の皆さんにお願いできるようなそういう仕事だけではないというふうなことでございますので、その辺は事業の中身を見ながら担当部署の方でそれぞれ勘案をしていただいてやってもらうというふうなことでございますし、基本的な部分については先ほどお答えしたような中でそれぞれこの考え方を共有しながらやっているというふうな状況でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほども担当課の方から一定の期限内といいますか、限定したような、されたような条件の中での事業というような説明もありましたが、この一定の

期間、この事業をするために必要な一定の期間というのは基本的にその辺の考え方はどうなんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それぞれご案内のとおり工事には一定の期間が設けられておるわけですので、今議案第82号については23年度からの繰越事業というふうなこともございますので、その繰越事業に与えられている期間として24年度末までの完成が基本的な期間というふうなことになるかというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことから繰越事業なんですよ、これね。本来ならば23年度にもうでき上がっていなければならない事業なんですけど、そして、今ようやくそれがようやく今9月、もう10月、11月ですね、に初めて出発しよう、発進しようという逆に考えると一定期間といいますか相当期間があったんですよ、逆に考えるとね。十分に検討するそういうふうを考えれば。逆に言うと今起こすことによってその一定期間という条件をつけてしまって、そしてその一定期間にはもう間に合わないから大手企業でなければ対応できないというようなことで、そして、大手企業に頼むためにはいろいろな事業を大きくして、そして大手企業しか受けとられないような形をつくって発注したのではないかというような懸念疑惑とはいいいません、疑念、疑問が生まれるんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。被災直後からこの今日までに至る過程を少し共通理解をしていただけるとありがたいと思うんですが、大変な瓦れきが一面に広がっておったあの惨状から少しずつ瓦れきの撤去から始まってようやく一定の事業、工事がそれぞれの場所で展開できるような状況に少しずつなっているという部分がございます。

議長（阿部 均君）答弁は簡明にお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）いや、状況説明でございますので少し時間ください。例えば、先ほどご指摘いただいたように、まだ一部廃車になった車が山積しているというふうな状況もぜひご勘案いただいて、いろいろな調整をしながら事業を進めなければならないというふうなことでございますので、被災直後にすぐに発注できる、まずは物理的な状況にあったのかどうかということも少しずつ振り返ってみていただけるとおわかりいただける。あるいは、そしてまたその事業の中身によりましては優先順位の問題も当然出てきますので、この公園なり広場なりを最初にやるべきなのかどうかという問題もございますので、全体の調整の中でたまたまこういうふうなタイミングにならざるを得ない。加えて、先ほどお話しいただいたようなマンパワーというようなことも当然それには加味されるのかなというようなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その背景は重々わかった上で確認をしているわけですが、発注時期は遅れても検討はできるのではないのか。それは今度はマンパワー不足でできないというふうになるんだかもわかんないですけども、そのことと、あと先ほども出しましたが、そういう背景、なかなか通常どおりできないんだという背景を我々だけでなく町民だけでなくなんで国に言わないの。これはこの一定期間内というのはある一定決められているこのこういう事業だから決められているということでそれに間に合わせるよという話になるんだと思うんですが、こういうそういう説明を国にもっと強く言って、そしてもしこの繰越事業がその制度の中で今度の3月まで、来年の3月までしなければならない事業であるのだとするならば、それを我々に言うのと同時に国にも言ってこういうそういうことを強く思っているんでしょう。町長、もうマンパワー不足だしそ

の当時は大変だったんだから、とにかくやれないんだからそういうことということを我々には説明するけれども、そういうのをあわせていうべきだと思うんですね。それは各種機会あるたび言っているというけれども、言っている割にはなかなかそういうふうにならないという現実もあるわけですから、これとわけですから、その辺は確認しながら基本的な考え方どおりに、今の地元の業者がどういう状況にあるかと家のここの確認しろといってもなかなかですけれども、その辺も確認しながら地元業者がこういう状況の中で忙しくてとてもとてもそういう仕事にできないという状況が一方であるのであればそれはそれでこういう形に進めてもいいと思います。その辺の含めてもろもろの検討がこの間発注時期はこの時期になるとそういう状況にあるにしても、そういう検討はできるはずだと思うんですね。こういうここに予定されているわけですから。23年度の事業なんですから、これをどういう形で展開しようかというようなことはそれはこのぐらいの期間があれば私はできるはずだと思うんですが、その辺もその姿勢につながってくるのかなというふうにこの件では考えざるを得ないということ指摘して終わります。何回も答えになるんでしょうからね。以上です。

今後、地元企業本当に基本的なその姿勢です。これは絶対に曲げないで今後進めてほしい。いろいろ難しい面があるかと思いますが、その辺をどっち優先にして対応していくのかと、そっち手挙げているからさらに言わせてもらおうと、それが今度のコマンド方式でなくて何なの、CM方式、そこにも大きく影響してくるという大変私懸念しているんです。心配しているんですよ。大きいところが大きいところ、当然しやすいからね。発注しやすい、できるところ。ますますそして今度出てくるのが今度来るのが外の人といえますか多分大きいところしかその対象にならないでしょうから。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどの答えの補足も含めてなんですけれども、災害の査定というのは12月なんです、去年の12月。12月以降に実質工事が走っているわけです。その中で瓦れきの撤去から始まったの復旧事業がもろもろ展開されてきていると。そのことを共有しないと、これはいつまでたっても平行線をたどるわけでございますので、ぜひその状況、どういう時期からこの事業を手をつけなければならないのか、そしてまた限られた体制でもございますので、そしてまた地元の方を限りなくいろいろな形に工夫しながらやっているというふうな実態もあるわけでございますので、地元の皆さんにすき間ない形で受注していただけるような工夫なりも、我々としてもいろいろな形でさせてもらっているわけでございますので、その辺もぜひご理解をいただければというふうに。いずれ、ご心配の趣旨は我々も真摯に受け止めながら今後ともやっていかなければならないというふうに思うところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。大変さはわかるから、やり方として考えることはできるんじゃないのかというふうに思うんですけど。そのままその辺も忙しくて考えられないというんだったら、それはそういうことでできないと、町としてはそういう大変でできないということはわかりました。あわせて、先ほどもその中の一つとして言いました。これは期限が設定されている事業、これを少し期限が遅ればもう少し考える期間というのが生まれてくると思うんですけども、そういうふうに異常なとか想像できない異常な状況の中でやっているからなかなか皆さん言うように簡単に通常できませんよということを行っているかと思うんです。異常だからこそ国に対して、ところが国はその異常さをわからないでこれまで通常どおりのことでやりなさいということという状況があ

るから、今自治体では被災自治体は特にうんと苦勞している部分があるかと思うんですけれども、それをもっと声を大にして、あとは1人でやってもだめですから連帯を組んで隣接市町とかそういったところには町長どんどん出席して行って、そしてそういう協力できるような体制をつくって、そしてどんどん言っていくべきだと思うんです。言っていけばそういうことが続いているれば被災後もう1年何年も2年になろうとしている中で政府もかわってくるかと思えます。今の混乱した政府ではなかなかそんなこといわないことはいいです。それはこれからは自分たちがなんで困っているのかということ、もっと積極的に伝えていかないと伝わらない。その辺の決意を求めて終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の点はこれまでもさまざまな機会を捉えて問題を提起してきたところでございますし、いつもご紹介しているように、仮設のリース料あるいは行政庁舎に対するこれまでにない支援制度の基本的な方向性が国の方でも打ち出してもらっている等々につながっているわけでございますので、遠藤議員言う部分については、あるいは先ほども岩佐 豊議員からもお話あったようなことも含めましてどしどし問題提起をやっていきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

3番（渡邊 計君）はい、議長。先ほどの森課長の説明で、直工費の方でちょっと聞き違いかもしれませんが復旧シツコウというのが2億400万円という数字いただきました。それでよろしいんですね。すみません。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。先ほどご回答をさせていただきました施設整備工全体といたしまして2億400万円という金額で、その内訳としてそれぞれ園路、広場の整備工であったり遊戯施設の整備工であったり管理施設の整備工という形で内訳をその後、報告させていただきました。冒頭の説明が全体での施設整備工の金額でご報告をさせていただいております。

3番（渡邊 計君）はい、議長。そうしますと、復旧施設、要するにこれこの工事全体の直工費が2億400万円であると。そういうふうな、あとそれに間接経費として乗せていく。積み上げていって合計金額が幾らになったのか。それで入札の時点でこれは公表予定価格の公表やったのかどうか。その辺もちょっとそれでその金額を教えてくださいなと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。説明不十分で申しわけございません。施設整備工200、400万円及び基盤整備290万円ほどで、合計が直接工事費で2億690万円ほどでございます。なお、工事の予定価格等につきましては公表となっております。予定価格につきましては公表でございます。設計額の公表でございます。以上でございます。

3番（渡邊 計君）はい、議長。その公表された価格も今お願いしたつもりだったんですが。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。消費税を除く価格で工事価格といたしまして2億7,640万1,000円でございます。

失礼いたしました。先ほど申し上げました工事価格につきましては、消費税除きでございますが、消費税含みますと2億9,022万1,050円でございます。以上でございます。

3番（渡邊 計君）はい、議長。すみません。最後の2億9,020万2,000円ですか。2万2,000円。すみません、もう一度はつきりお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。消費税を含む額といたしまして2億9,022万1,050円でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。わかりにくいところをちょっと伺いたいんですが、これのアスファルト舗装されているのかな。ゲートボール場の南側に位置するこの図面なんですね。小さくビニあたりはビニールハウスとか何かと書いてあるんですが、これはこの2ページの復旧施設の一覧表ですとどの部分に当たるのかちょっと教えてください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。右下、図面番号の5分の4のゲートボール場、黄色で着色させていただいております南側にアスファルト舗装という形でピンクで着色されている部分かと思いますが、こちらは牛橋公園の県道相馬互理線からの進入道路をゲートのところでカットした形でここに記載をさせていただいたものでございます。こちらは進入路の部分でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第82号 平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その1請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第83号平成24年度産振農復請第5号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第1団地）請負契約の締結について、ご説明申し上げます。お手元の配布資料のNo.2でご説明申し上げます。

議案の概要でございますが、今回につきましては震災により被災した基幹産業であるイチゴ栽培の早期再開を図るため、いちご団地のハウス等施設建設を行うに当たりまして地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1として契約の目的ですが、平成24年度産振農復請第5号山元町いちご団地ハウス

等施設建設工事（第1団地）でございます。2契約の方法ですが、条件付きの一般競争入札でございます。それから3番目、契約金額ですが、一金11億4,450万円、これは消費税含むものでございます。4番目契約の相手方でございますが、宮城県仙台市太白区柳生六丁目1-8、株式会社大仙仙台支店支店長大浪 洋であります。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい、議長。まず1団地から4団地まで累計しているという関連で質問させていただきます。まず、我々全員協議会場で説明があったとき、まず各団地における排水整備を必ずということをお願いしていたんですが、まず今回はこの中見ると図面等にあっても排水等の整備というものが含まれていない。まずその辺の今後のそれは今後の対応としてどのような施設になるのか、まず1件。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。排水施設については今回の工事では設計の対象にしてございません。造成の段階で団地の中の一つ一つの造成地の中にU字溝等敷設して、隣接する排水路に接続させるというのは造成の方で見えております。最終的に既設の排水路に排水するようなことになっておまして、この既設の排水路につきましては流量計算をしまして、水田が造成して畑地あるいはハウスが建つということで流出係数等がかわりますので、時間的にゆっくり流出していたものがある程度時間が短期間にドッと出るということも含めて検討しまして、流量計算をしまして、最終的には牛橋河口の方に流れていくようになりますが、中間の排水路の断面も含めて検討いたしまして、確かに場所場所によっては今までの排水の計画断面の中で排水水量はふえてまいります、既に既設で排水路を設計している容量の中におさまるということで、その検討をした上で管理をしている亘理土地改良区さんの方にも協議して、この件については、流すことについては了解を得ているということでございます。ですので、一応この団地から出る水については今ある既設を使って十分はけるというような設計になっております。以上です。

4番（菊地八朗君）はい、議長。特に今排水という問題を提起したとき、そのハウスの近隣、団地のそばには田んぼもあるので作付け時期と一応は、そして今度は稲刈り時期との本当にこの排水が田んぼとの排水両方をちゃんと完備しないと大変なことに、片方はいけれども片方だめだとそういうことあるので、完全、土地改良区ということになったんですが、その分の配慮も十分に、一応配慮した今後の排水、今後もっともっと取り組む姿勢が必要だということをお願いしておいて、2件目としてこのいちご団地に町長の答弁であったように、栽培農家の再建とブランド化の再生という言葉もあるとおり、ここにいちご団地の中の申し込み条件の中でどういう条件、誰でもただパカパカとはい私イチゴつくりますじゃあこうですかとその入札というか参加資格、参加条件はどのようなになっているか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回導入するに当たって、施設につきましては管理をこの農家の方々をお願いすることになりますので、まずもって管理組合をつくっていただきます。その管理組合に入っただけということの一つの条件としております。それから、もう一つは営農関係ですけれども、最低この施設の償却の期間も含めて後継者がいること、あるいは本人がそれなりの年齢でまだあること、それから大体10年ぐらいは継続して経営していただきたいというような条件でございます。

それからあと、その維持管理関係につきましては各農家の方々に負担していただくようになりますので、その管理組合の方で維持管理に相当する負担に相当するような額を基金として積み立てていきたいということで、その出資に関して、負担に関してご了解いただくこと。それからあと、今みずから持っている土地とそれから利用権設定して土地を求めるといようなタイプがありますけれども、利用権設定しているところについては将来的にはその土地を利用権設定だけではなく購入していただくといようなことをお願いしております。それから、あとはそういったもろもろを含めてこの施設のリース契約を町の方としてきちんと明文化した形で締結していただくといようなことを条件といたしております。概略的には以上でございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。今4項と入会等の説明ありましたが、管理組合に入会する、そして年齢も今後維持するために約10年以上は維持できる年齢制限もある。そして維持管理組合とあとリース条件で、今回のこのリース条件で、例えばこの入会者といつかその中に例えば二重支援、そういう人は当然入っていないんでしょうね。あっちでも支援もらった、こっちでも支援もらったとかそういうダブルといつかそういう人は当然管理しているんでしょうね。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。支援という意味がちょっと理解できなかったんですが。

4番（菊地八朗君）はい、議長。例えばもう既に県でいちご団地として法人化して自分でハウスもらって建てた、イチゴ。その人がまた別なところに今回のにもう一回申し込んだりはしていないんでしょうね。そういう意味。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回のイチゴの復旧については、この町で直営でつくるいちご団地以外に東日本対策交付金という個別に法人化組織をして、そしてハウスを再建しているという例、あるいはJAさんを通じて補助をもらいながら同じような交付金でつくっているという方がおります。その自分みずからそれぞれ別の交付金事業で事業採択を受けて再建している方もこのいちご団地の方には入っております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。その農家の人ってある程度1人当たりの単位面積があって、そっちもこっちもといったってある程度こういう大きかったらでは今後の後継者もいてその人にダブって、ダブルという表現がいいのか、そんなにそんなに申し込んだ耕作面積って大体決まっていると思うんだよ。そしたら、あなたここでやれるのか。そういう行政指導等はなされたのかという。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回、全体的には今のように自助努力なりほかの交付金で自力再建をしたり、町の今回の事業に参加したりという形態があるということをお答えいたしました。そういった中で今までの震災前の経営面積よりもふえるという方もいれば、そこまで届かないという方、いろいろです。今回全体整理はしておりませんが、というのは今から自分で自助努力される部分がちょっとわかりませんが、今まで交付金もらう、あるいは今回の町のいちご団地に参加すると手を挙げた方々の中では震災前よりも経営面積がふえているというのが実態としてございます。そのときには、東日本交付金の方では県の方でそれらの経営の営農計画出して審査していますし、こちらはこちらで経営できる範囲内のものをチェックしておりますので、そういった中で意欲があって経営面積をふやすという分については制度上はこちらの交付金もらって、今回のいちご団地に入って、トータルとして前よりふえたということについてだめだといことはございませんので、経営的に自分でできるという中で経営拡大の中でふえてい

る方は、それはそれでオーケーだということでございます、制度上は。以上です。

4番（菊地八朗君）はい、議長。制度上は幾らでもいいよと、ただし、言いたいのは作付け面積幾らふえたって1人でこれぐらいしかやれないというの大体平均で今までも担当課として大体出ている。それが幾ら意欲を持ったからって、例えばその戸数、農家だから例えばはい何人家族で人を雇うとかでも大幅に、例えば今までの形態により5倍もやれるという1人当たりの単位面積がこれぐらいで大体やれるといたらこれぐらいは把握していると思うので、それを条件は幾らでもできるんだから何ぼでもやりなさいって、いっぱいこれから本当にまたやりたいならもう少し大きな面積をやりたいんだけどもという人に対して一応だけでも全体的な面積これだからそれは少ししかつからないんだわと押さえだつたんだとそういう邪魔をする人、邪魔という表現いいのかな。そういう弊害を与えるようなことのないように指導すべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。東日本対策交付金の方は法人化での対応ということですが。いちご団地はその法人化は条件としておりません。そういった意味からは法人化の場合にはある程度組織での対応ということでの経営、こちらについては家族経営を対象としております。確かに、おっしゃるようにそういう営農体制を見たときに、これはちょっと無理じゃないかなと、あるいはちょっと立場上やり過ぎではないかという方はやはり見受けられます。ただ、そこは制度がある以上、ぱっきりとできないものですから、それはそれなりにチェックなり何なりお話をさせていただいております。そういう中で中には周りをみてちょっとやり過ぎかなというふうに感じられて少しおさまるようにして経営面積を決めた方もおられます。ただ、町の方から強制的にはそれはできませんので、いろいろなそういうバックを見ながら適正規模という部分ではあります。ただ、個別具体にはちょっとそういうお話は公にはできませんので、本当に。ですので、そういう実態だということをご理解いただければと思います。

議長（阿部 均君）少し、議題から外れている部分がございますので、議題の方に戻していただきたいと思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。今回答をいただきました。そしてこの管理組合ともっと密な話をして今後の運営、破綻なんかないような方向で話し合ってください。以上で質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。八朗議員の質疑に関連しますが、先ほど排水については既存の排水路に持っていくんだ、U字溝入れて。これは前の埋め立てのときもお聞きしたんですが、改めてお聞きしておきます。既存の排水路で終末は牛橋河口という話で、これはいちご団地今回でも相当の団地この4枚かな、86号まで、85号か。86号まで。これ一斉に水出ますわな。雨は大体そう広範囲の団地じゃありませんので。ということになりますと一斉に水が出る。これ全部牛橋河口ということになるのかなというふうに理解しましたが、その場合の雨量をどういうふうに計算してどういうふうになったかを明確にお答えをいただきたい。雨量、十分既存の排水路で間に合う、牛橋河口で間に合うという話が出ましたが、まだあそこもできていないわけですよ。牛橋河口も全部できてない、あるわけではない、復旧しているわけでもない。そういう状況の中で水が出たらどうなるんだというようなこともあるので、それを年次ごとに明確に雨量は1時間に何

ぼの雨量というようなことでそれぞれに出してみてください。牛橋は排水の余力は何ぼあるのかというような形で。また、その途中の大排水がどうなるのかというようなことを出していただきたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。雨量につきましては、今回設計基準というのがございまして、今回の雨量につきましては確率年が10年確率、要は10年に一番大きい雨を採用しております。その雨量については、今のところ24時間で164ミリという数字で計算をしております。これを今のところこういう圃場の中の排水については4時間降った雨を4時間で排除するという考え方を持っております。そうしますと、時間的に言いますと大体1時間当たり16ミリですから20ミリ弱というのが大雨の今回設計として見ております。それらを牛橋の最終的なところの今回ご質問の件までは今回は計算はしておりません。途中の排水断面において、それぞれの団地ごとに、例えば鷺足川、それから落堀川とかあるいは高瀬川とか、そういうところに降りるまでの小さな支線排水です、ね、枝線の。そこで流量計算をいたしまして、例えば第1団地であれば今まで大雨が降って側溝の水深がいちご団地をする前の水田であれば10センチメートルぐらいの水深で流れる。それがいちご団地を整備した後において早く水が固まって出てくるということになりますと、例えば約14センチメートル、要は4センチメートルぐらい水位が上がるというようなことで、それぞれ第1団地では6パーセントほどの増、それから第2団地では、これはちょっと多くなりますけれども、約30パーセントぐらいアップする。それから第3団地では約10パーセントアップする。それから第4団地では5パーセントほどアップするというようなことでチェックをいたしまして、現在の排水路の中で流れるということで改良区とも協議しております。

最終的な流末での流量については、トータル流量は時間当たりのものについて全体のものまで今回の検討では見ておりませんので、別途全体の排水計画見直ししておりますけれども、そういった中でこれらも含めて検討して行って、チェックをしていくのかなというふうに今考えておりますのでご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。まずは住民確率だの何だのというけれども、大雨のときこんなもんじゃないっすよ。300ミリは降りますから、300ミリ。だから全然この計算であわない。何でそんなこと言うの。10年確率はだめだということですよ、私言いたいのは。300ミリ降ります。それから終末の牛橋河口は計算していないと言ったね、今の話では。途中経過の話だと。枝線の落堀、それから鷺足川それから高瀬川、それからあれは新田川か。案分のあれをやった。それであの排水路問題であなたも花釜にいたんだからわかると思うんだが、花釜区民と牛橋区民はしょっちゅうけんかしてある、あの排水で。あの旧というべきか元というべきか第二小校の裏のあの――で、あれを汲んじゃいけない。いや汲ませてくれ、汲んじゃいけない、汲ませてくれ。あれでけんかだ。昔の水けんかと同じでそういう状況。大排水で落としたり大変だ。大排水の計算もしろ。今のお話では支流であるソリヤ流し込む落堀、鷺足川、新田川、高瀬川等のあれにはかったとこういう話ですよ。ですから、まずもって雨量計算もぜんぜん私から考えるのでは違いますし、その大排水までの流れわかんないんだ。終末の牛橋河口も計算していません。こういう話。全然話にならないんだなと私は思ひます。排水ということについては。私は質問したのはまだあっちができてないんだから、その分についての途中その年次はどうなるんですかということ私聞ひているんで、その分お聞ひしたい。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。まず、日雨量の関係につきましては、この排水については冠水を許容するのかもしれないのか、要は水がいっぱいになってそれがかぶるのを供するのかもしれないのかということ農政の方では経済比較しますが、例えば住居系であればぜんぜんその冠水は許容しないように設計しますけれども、農政の場合にはある程度の冠水は許容するというようなことから10年確率というものを採用するというようになっております。

それからあと、年次を追ってのお話ですけれども、一応ある程度の排水路を含めた流末の牛橋での排水機場が完成しておりまして、被災を受けましたけれども、一応応急復旧が済んでいるというようなことから、海の潮位の関係もあろうかと思っておりますけれども、一応機械排水で牛橋河口側に災害のあるような大雨のときには機械排水をするというような対応ができますので、それでの対応ということでご理解いただければと思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。議案と直接関係ないと議長からおしかりを受ける前にもう一度だけ聞いてこの件について離れます。間違いないと、心配ないと言い切れますか。それだけです。まずもって。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところの計算では、我々としてはそうだろう根拠にお話しかできませんので、根拠ある話は。そういった意味では冠水を許容するという部分ではこれはオーケーだと。それから、暫定的にも機械排水での対応ということで、今設置されておりますので万一のときにはそれを稼働させるということで安全を確保するという事はできるというふうに考えています。ただ、今検討しておりますけれども、全体として上の方の住居系の団地化とか全体が変わってくるわけですからそれを踏まえた上で排水計画を見直しを一方では並行でしておりますので、そういったところもあと配慮の中に入れていただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。私は聞いたのは大丈夫ですかと聞いたのが大丈夫だという返事はなしに、多少水かぶっても仕様がなないと、農地だからとこういうお話の今のお答えですよね。確かに高ベッドだからあれまで水かぶんなきゃ大丈夫なんですよね。そういう意味になりますすわな。あと上の住宅の問題だ何だあるからその分までかけると抜本的な排水計画今考えているからそれとの関連もありますんでという持分のお答えをなさったわけだ。それでこれ町長にやはりお聞きしなきゃなりませんね。そうすると、全体的にそれぞれに自分とかが大丈夫だ、自分とこは大丈夫だとくるんですよ。全体的に大丈夫なようになるように町長考えてんですか。改めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山議員さん、かねて町内のこの排水対策についての大変な造詣をお持ちでございますけれども、町としてもご指摘の点を踏まえた排水対策をこの機会にというようなことでこれまで説明してきたような状況、あるいは産振課長の方からも触れさせていただいた分も含めていろいろな場面で排水対策を念頭に入れた復旧復興というようなことを進めておりますので、引き続きそういうことに十分配慮した対応をしてみたいとそういうふうに考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。議題外にそれですのでもきょうのところはこの分についてはここでとめておきます。

改めて別な件で、さきに課長のあれはこの業者選ぶに要件を、十の要件をつけたんだといろいろありましたが、それで、そのこれ総括質疑でない、総括でない、一括質疑で

ないのでちょっと厳しいんでしょうけれども、まずでは今の議案に対してこの大仙仙台支店さんですか、これでの使用実績というか過去の先ほどの要件の中に入っていましたね。同規模以上の仕事をした実績があるものということがありましたので、三つほど挙げていただきたい、大仙の、この会社の大仙というんでないべ、大仙なんでしょう。大仙だね。この仙台支店の実績三つ挙げていただきたい。お願いします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。大仙については、上がっているものは、一応確認しているのは二つです。北海道でトマトハウスをつくる、大きなハウスをつくっている。それからあと、町の方では実績として既に東日本生産対策交付金で建設している山元いちご農園の建設実績でございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまり二つきりないと、三つないということだわな。三つ挙げてほしい。では、いちご農園はわかります。東京、北海道と言ったのか。北海道のトマトハウス、これの工事高とハウス面積というか、それを教えてください。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。ちょっと手元に資料がございませんので、調べさせて、お時間をいただきたいんですが。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩とします。再開は1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の質問に対する答弁を、産業振興課長寺島一夫君。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。大変申しわけございませんでした。

申し上げます。まず、北海道での実績ですけれども、ガラス温室整備事業で全体としての鉄骨、それから栽培施設として7.1ヘクタール、これは平成22年度に施工分で5億295万円でございます。それから山元いちご農園につきましては、昨年23年度施工ですけれども、1.7ヘクタールで4億5,300万円でございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。北海道7.1ヘクタール、5億円強、それから山元いちご4億円強ということからいって、11億4,000万円というのは同程度の実績に当たるものかどうかをお伺いします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは全体というよりも一つの単体の固まりでございますので、一つの1団地の中でも、例えば10か所ありますが、1か所当たりの大きさ、2反歩、3反歩、あるいは一番大きいものだと4団地あたりだと5反歩というのがありますけれども、そういった単体での大きさのどう程度という評価でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第83号平成24年度産振農復請5号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第1団地）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第84号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。議案第84号平成24年度産振農復請6号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第2団地）請負契約の締結について、ご説明申し上げます。お手元の配布資料のNo.3をご覧くださいと思います。

議案の概要でございます。今回震災により復旧するということで、提案理由は同じでございます。契約の目的、ただいま申し上げた工事名でございます。それから2番契約の方法、条件付一般競争入札、同じ方式で実施しております。3契約金額ですが、一金14億3,325万円、これは消費税を含むものでございます。4契約の相手方でございますが、愛知県豊橋市若松町字若松146、石黒農材株式会社代表取締役石黒 功でございます。工事場所5番、山元町花釜内外。それから6工事の概要でございますが、鉄骨ハウス栽培棟が15棟でございます。それから育苗棟が52棟、それから3として荒井育苗施設建設工が12棟、それから4として給水管指敷設備工が全延長で1,234.31メートルでございます。工期は同じく25年3月25日までということでございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。第2団地ですが、結論からいきますと、突出してこの部分だけちょっと高いような気がするんですが、第1団地、第3団地、第4団地と。例えば第1団地とほぼ規模が一緒で、栽培棟、育苗棟、やれ設備、給排水は逆に少ない。ほぼ同じ規模で多少栽培面積が広いということですが、第1団地、第3団地、第4団地は平米広さからいってもほぼ3億8,000万円、3億7,800万円と大体一緒なんです、これだけ突出して4億2,000万円になるわけです。その理由とといいますか、なぜこれだけが高いのかちょっとお尋ねしたい。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。基本的には全部単価や何かは同じでございますので、ハウスの面積等で積算しますとこういう額になるということでご理解いただければと思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。面積でちょっと計算してみました。そうすると、第1団地がヘクタール当たり3.8億円、第3団地がヘクタール当たり3.87億円、第4団地がヘクタール当たり3.7億万円、いずれも3.7から3.8億円に対して、第2団地だけが4.2億円という、これだけが1割以上突出しているんです。その理由をお尋ね、今のお話ですとヘクタール当たりで広さでいくと栽培面積からいくとほぼ一緒だという

ことですが、これだけが1割以上違うというのが総金額にしますと単純に3.8億円だとすると1億2,000万円ほかより高いという計算になるものですから、その辺の理由と申しますか原因をお尋ねします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。中の附帯設備で若干6,000万円ほど上がるとか、あるいはハウス自体で1億円ちょっと面積の関係でふえる。それからあと、育苗施設で棟数が違いますので、全体としましては育苗ハウスでも約7,000万円ほど違うというようなことでそういった差が生じているということでご理解いただければと思いますが。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。多分その育苗棟がこの部分だけが突出して52と。例えば10戸の第1団地と比較しても19棟多いんですね。だから、その理由と申しますかこういうわけでふえたというものを伺っているんですが。それがひいては全体の工事高になっている。また逆に給水管などというのは75ファイというのは第2団地はないんです。第1団地あります。ですから、むしろ給水管の方は安くなっているはずなんですけれども、その辺の分析と申しますかその辺の理由がはっきりわかれば教えていただきたいということでございます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。育苗ハウスについては、本体のハウスにつきものとして栽培面積、あるいは栽培の規模本数にあわせて営農される方々の需用をもとに算出しておりますので、そういった意味では一様ではないというようなことはご理解いただければと思います。あと、水道については細かな部分はちょっとお答えできませんけれども、1日使用する水量等から算出しておりますので、これは水道の所要水量から上がってきているということでご理解いただければと思います。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。それから、この落札業者ですが、先ほどの話ですと地元でフォローだとかアフターサービス、メンテナンスもあって地元の業者、地元で事務所のある業者ということですが、これを見ますと豊橋市ということでここには仙台支店なり東北支店というのがないようなあれになっているんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは契約の代表権を持っているのが愛知県でございますが、一応営業所といたしましては仙台市に若林区卸町に営業所等ございますので、それは確認をしております。以上です。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。過去の工事実績、3番目までお願いします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これにつきましては、石黒農材につきましては、まず一つは山元町でことし施工になっておりますけれども、いちごハウスが民間のものがございます。70アールで4億7,800万円、それから農水省の同じく山元町で施工しましたガラスハウス、同規模になりますけれども、23年度施工で1ヘクタールのもので2億6,000万円という実績がございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。いずれにしても山元町ということで、これも先ほど言った単体の工事だからということになるんでしょうけれども、ということは3番目、三つはないということで理解していいのかな。二つだということ。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。審査時点では代表的なものを1件出してもらってチェックをしています。ただ、参考的に我々の方としても確認しているのが今二つ目申し上げたものでございますが、あと、強いてこれが実績になるかとなるとまだ受注して今施工

中だというものがございます。それはこれだけの規模というのは全国的にもなかなかなくて、今我々の方で実績を捉えているのは亙理町のいちご団地のものを受注している。これでありましてとことし受注していて、2.3ヘクタールで9億8,800万円というものがございます。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第84号平成24年度産振農復請6号山元町いちご団地ハウス棟施設建設工事（第2団地）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第85号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第85号平成24年度産振農復請7号山元町いちご団地ハウス棟施設建設工事（第3団地）請負契約の締結について、ご説明申し上げます。お手元の配布資料のNo.4でご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、同じく早期再開を図るため提案するものでございまして、1の契約の目的につきましては、ただいま申し上げた工事名でございまして、2番といたしまして、契約の方法ですが、これも同じく条件付一般競争入札で施工しております。それから3としまして契約金額でございまして、一金15億4,875万円、消費税を含むでございまして、4契約の相手方でございまして、宮城県仙台市青葉区北根3-21-23潮レジデンス403号、サンキンB&G株式会社農芸施設事業部仙台営業所、所長諸岡勝雄でございまして、5番工事の場所でございますが、山元町笠野内外でございまして、6として工事の概要でございまして、同じく鉄骨園芸ハウス栽培棟が18棟、それから2番目として育苗棟が56棟、同じく3夜冷育苗施設建設工が14棟、4といたしまして給水敷設整備工が全延長で2,774.21メートル、7といたしまして工期、25年3月25日まででございまして、……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。これも前のお約束どおりお調べいただいたと思いますので、まずそれをお伺いします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。このサンキンB&Gさんの実績でございまして、一つは栃木県足利市の方でいちごハウス、栽培用のものでございまして、平成17年度に施工

しております。1. 7ヘクタールで1億6,957万5,000円、それから同じくいちごハウスになりますけれども、栃木県のJAはが野というところのようですが、これが平成18年施工で1.5ヘクタールで1億5,487万5,000円でございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。実績についてはわかりました。それで結構だと思いますが、先ほどの84号の議案で石黒農材さんがその実績の3番目で亶理町で今やっていると、工事。これは工期がいつまでかわからないんですが、それはそれでよろしいです。これは84号は議決になったんですから。例えば、この85号、86号まで聞いていいのかどうかあれですが、こういうふうに並行して工期が似たようなのをとっているというようなことはないのかどうかをお伺いしたいの。なぜかという、3月末というのは大変な大事な時期だろうと思いますので、これは工期が延びたりまったりするのでは大変なことになるなど心配する余り質疑をしたいということでございますので、そういうふうにダブってというか並行的に受注しているものがないかどうか、その辺のところをお伺いしたい。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。亶理町の施工については具体の工期はちょっと、私も今の時点で承知しておりませんが、亶理町については先行して先月でしたか、起工式というのをやっていますので、工期的にはダブリがあるということで考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。工期的にはダブリはあるかもしれないというふうにはお伺いしましたが、工期に心配はないと言い切れるかどうかだけお伺いします。大事な3月末というのはかなり私も過去にイチゴつくったことありますのでそれは十分わかりますので、その辺だけ確認をしておきたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。我々の方でも一応3月までの工期にしておりますが、一番重要なのは来年に向けてのポイントは育苗であります。造成の方も順調に進んでおりまして、1期目の引き渡し後、すぐに着手できればこのポイントの育苗ハウスの部分ができれば、あと3月までの間にはその工期が心配ないというふうに考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第85号 平成24年度産振農復請7号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第3団地）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第86号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。議案第86号平成24年度産振農復請8号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第4団地）請負契約の締結について、ご説明申し上げます。お手元の配布資料No.5をご覧くださいと思います。

提案理由については、いちご栽培の早期再開ということでの提案でございます。1の契約の目的につきましては、ただいま申し上げました工事名でございます。2といたしまして契約の方法も今までと同じ条件付一般競争入札でございます。3として契約金額ですが、一金6億4,260万円、消費税含むでございます。4契約の相手方、東京都荒川区西日暮里五丁目3番14号、井関農機株式会社東京本社事務所施設事業部長中川裕隆でございます。それから、5工事の場所でございますが、山元町新浜地内外でございます。6として工事の概要ですが、鉄骨園芸ハウス栽培棟が7棟、それから育苗棟が23棟、そして3として夜冷育苗施設附帯施設一式で7棟、それから水道の給水敷設整備工で全延長で1,501.65メートルでございます。工期、7でございますが、25年3月25日までという工程でございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。この第1団地から第4団地までちょっとトータルに入りますが、全体で47億6,700万円という非常に大きな金額、平成22年度の一般会計が53、54億円ですからそれに匹敵する、その1割、90パーセントぐらいという非常に大きなこの4団地があれした場合に目標として予定立てた生産とか販売とか、町に対する経済効果というか、その辺はどんなこと、どの程度の数字を見越してこの計画になったのか、その背景をお伺いしたい。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回のいちご団地の全体の施設整備につきましては、17.4ヘクタールが今のところトータル52個でございます。今回提案しているのは24年度だけですが、25年度も含めると17.4ヘクタールになります。この17.4ヘクタールをいちご栽培いたしますと、全体といたしまして今までの実績からいちごの生産量といたしましては約60パーセントほどのこのいちご団地だけで復旧するのかなというふうに見ております。金額的にはここが2か年で整備完了後ですけれども、年にこのいちご団地だけだと約8億2,000万円ほどの生産高は上がるというふうにも今までの実績を踏まえて見込んでおります。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。ちょっと聞き漏らしたかもしれない。1,500、今まで1,500トンぐらい震災前山元町ではいちご生産がされたと私のデータが、拾ったデータが間違いなければその60パーセントがここで加工されるというお話でしたね、今のは。ちょっと確認で。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。一応今までこの対象となる方々の生産量につきましては、全体として金額といたしまして約13億円ぐらいの産出額でございます。それを今の8億2,000万円ほどで割ると約6割という数字でお答えいたしました。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。わかりました。基本的にはこれだけの投資をするわけですから、当然必死になって生産参加された方もしていただけたと思いますが、そういった意味も含めてこの後は6次産業化もあるでしょうから、ぜひともこの目標を明確に明示して関

係者はもちろんのこと、町内町民にも明示してその効果が上がるようによろしくお願
したい。以上で終わります。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。これも前の案件と同じように、実績を報告願います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これにつきましても、これは一つは水耕でいちごのハウ
スでございますが、平成18年に30アールですから3反歩で3,250万円、それか
らもう一つはトマトの育苗といちご栽培のハウス関係の整備で平成19年に1ヘクター
ルで8,295万円という実績がございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。若干額が少ないのかなという心配もありますが、いいでしょう。
了解。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第86号平成24年度産振農復請8号山元町いちご団地ハウス
等施設建設工事（第4団地）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第9．議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第119条の規定により、お
手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員の派遣の件は決定されました。

議 長（阿部 均君）お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときはその取り扱いを議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第6回山元町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時33分 閉 会
